<u> </u>	響評価条例施行規則(平 現 現	·放一一年 行	規則弗ハ芳) 新旧対照衣		改正行	後(案)	
第一条 この	の規則は、仙台市環境影響	(第一条 この規則は、仙台市環境影響評価条例 (平成十年仙台市条例第				
 のとする。		の施行に	関し必要な事項を定めるも	四十四号 ものとす)の施行	に関し必要な事項を定める
	五十三条(略)			·	五十三条(略)		
附則(略)				附則(略)			
	tale At HH Let)						
別表第一(第	第二条関係) ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■		 	別表第一(第三条関係) T	1	
事業の種類	事業の内容	地域	対象事業の要件	事業の種類	事業の内容	地域	対象事業の要件
	[H	各】				略】	
	工 電気事業法(昭和三			六 条例第	工 電気事業法(昭和三		
二条第三				二条第三	十九年法律第百七十		
項第六号	号) 第三十八条に規定			項第六号	号) 第三十八条に規定	<u> </u>	
に掲げる	する事業用電気工作			に掲げる	する事業用電気工作		
事業の種			【略】	事業の種	物 <u>(以下「事業用電</u> 気	<u>t</u>	【略】
類	であって、		(~ H)	類	<u>工作物」という。)</u> で	\$	r-u 1
	風力を原動力とする				あって、風力を原動力	J	
	発電用のもの(以下				とする発電用のもの		
	「風力発電所」とい				(以下「風力発電所」		
	う。)の設置				という。)の設置		
	オ	【略】			才【日	各】	
					カ 事業用電気工作物	全地域	水力発電所の出力が一刀
					であって、水力を原動	<u>b</u>	五千キロワット以上であ
					力とする発電用のも		<u> るもの</u>
					の(以下「水力発電所」	A地域	水力発電所の出力が七千
					という。) の設置		五百キロワット以上であ
							<u> るもの</u>
						B地域	水力発電所の出力が三千
							七百五十キロワット以上
							であるもの
					キ 水力発電所の変更	全地域	水力発電所の出力が一万
							五千キロワット以上増加
							することとなるもの
						A地域	水力発電所の出力が七千
							五百キロワット以上増加
							することとなるもの
						B地域	水力発電所の出力が三千
							七百五十キロワット以上
		【新設】					増加することとなるもの
					ク 事業用電気工作物	全地域	火力発電所の出力が三万
					であって、火力を原動		キロワット以上であるも
					力とする発電用のも		<u></u>
					の(以下「火力発電所」	1	
					という。)の設置		
					<u>ケ</u> 火力発電所の変更	全地域	火力発電所の出力が三万
							キロワット以上増加する
							こととなるもの
					コ 事業用電気工作物	全地域	地熱発電所の出力が五千
					であって、地熱を原動		キロワット以上であるも
					力とする発電用のも		<u></u>
					の(以下「地熱発電所」	A地域	<u></u> 地熱発電所の出力が二千
					という。)の設置		五百キロワット以上であ
							るもの
						B地域	<u> </u>
							百五十キロワット以上で
							あるもの
ı l				l 1		1	<u> </u>

サ 地熱発電所の変更 全地域 地熱発電所の出力 キロワット以上増 こととなるもの 土地域 地熱発電所の出力 五百キロワット以することとなるも 地熱発電所の出力 西土キロワット 加することとなる シ 事業用電気工作物であって、太陽光を電気に変換する発電用気に変換する発電用のもの(以下「太陽光を電所の敷が二十ヘクタール あるもの 気に変換する発電用のもの(以下「太陽光を電所の敷発電所の敷発電所の敷発電所)という。)の設置 が十ヘクタール以るもの B地域 太陽光発電所の敷 本場光発電所の敷 本場光発電所の敷	が上り、上の、一種で、上の、一種で、上の、一種で、上の、一種で、上の、一種で、上の、種で、一種で、一種で、一種で、一種で、一種で、一種で、一種で、一種で、一種で、
本地域 地熱発電所の出力 五百キロワット以することとなるも お地域 地熱発電所の出力 直五十キロワット 面五十キロワット 加することとなる シ 事業用電気工作物であって、太陽光発電所の敷であって、太陽光を電気に変換する発電用のもの(以下「太陽光A地域を高さもの が二十ヘクタール 気に変換する発電用のもの(以下「太陽光A地域を電所の敷発電所」という。)の設置 本場光発電所の敷が十ヘクタール以るもの	が二千 上増 が 上の 面積 で 地 上 面積
A地域 地熱発電所の出力 五百キロワット以 することとなるも 地熱発電所の出力 百五十キロワット 加することとなる シ 事業用電気工作物 であって、太陽光を電 気に変換する発電用 のもの(以下「太陽光 A地域 大陽光発電所の敷 が二十ヘクタール あるもの 人名地域 大陽光発電所の敷 が二十ヘクタール あるもの 人名地域 大陽光発電所の敷 が二十ヘクタール以 るもの 人名地域 大陽光発電所の敷 が十ヘクタール以 るもの	上増加 が千二 以上増 地面積 以上で
五百キロワット以 することとなるも B地域 地熱発電所の出力 百五十キロワット 加することとなる シ 事業用電気工作物 であって、太陽光を電 気に変換する発電用 のもの(以下「太陽光 A地域 太陽光発電所の敷 が二十ヘクタール あるもの 【新設】 発電所」という。)の 設置 が十ヘクタール以 るもの	上増加 が 千二 以上の 動面積 で 山面積
することとなるも お数元を電所の出力 日五十キロワット 加することとなる シ 事業用電気工作物 全地域 太陽光発電所の敷 であって、太陽光を電 が二十ヘクタール 気に変換する発電用 のもの(以下「太陽光A地域 太陽光発電所の敷 発電所」という。)の 設置 が十ヘクタール以 るもの	か千二以上増しの地面積以上で地面積
B地域 地熱発電所の出力 百五十キロワット 加することとなる シ 事業用電気工作物 であって、太陽光を電 気に変換する発電用 のもの(以下「太陽光 A地域 太陽光発電所の敷 が二十ヘクタール あるもの のもの(以下「太陽光 発電所」という。)の 設置 が十ヘクタール以 が十ヘクタール以 るもの	が千二 以上増 もの 地面積 以上で 地面積
B地域 地熱発電所の出力 百五十キロワット 加することとなる シ 事業用電気工作物 であって、太陽光を電 気に変換する発電用 のもの(以下「太陽光 A地域 太陽光発電所の敷 が二十ヘクタール あるもの あるもの 「新設」 発電所」という。)の 設置 が十ヘクタール以 るもの	が千二 以上増 もの 地面積 以上で 地面積
五五十キロワット 加することとなる シ 事業用電気工作物 全地域 太陽光発電所の敷 であって、太陽光を電 が二十ヘクタール あるもの 気に変換する発電用 あるもの な陽光発電所の敷 グ電所」という。)の が十ヘクタール以 設置 3もの	以上増 もの 地面積 以上で 地面積
シ 事業用電気工作物 全地域 太陽光発電所の敷 であって、太陽光を電 が二十ヘクタール 気に変換する発電用 あるもの のもの(以下「太陽光A地域 太陽光発電所の敷 発電所」という。)の が十ヘクタール以 設置 るもの	地面積以上で地面積
シ 事業用電気工作物 全地域 太陽光発電所の敷 であって、太陽光を電 が二十ヘクタール 気に変換する発電用 あるもの のもの(以下「太陽光A地域 太陽光発電所の敷 発電所」という。)の が十ヘクタール以 設置 るもの	地面積以上で地面積地面積
であって、太陽光を電気に変換する発電用気に変換する発電用のもの(以下「太陽光A地域 太陽光発電所の敷 外に変換する発電用のもの(以下「太陽光A地域 太陽光発電所の敷 発電所」という。)の設置	以上で 地面積
気に変換する発電用 あるもの のもの(以下「太陽光A地域 太陽光発電所の敷 発電所」という。)の が十ヘクタール以 設置 るもの	<u>地面積</u>
【新設】 のもの(以下「太陽光A地域 太陽光発電所の敷	
【新設】 発電所」という。)の が十ヘクタール以るもの	
	<u>とであ</u>
	也面積
	<u> 上であ</u>
<u> るもの</u>	
ス 太陽光発電所の変 全地域 太陽光発電所の敷	也面積
更 が二十ヘクタール	<u>以上増</u>
加することとなる	<u>もの</u>
A地域 太陽光発電所の敷	也面積
が十个クタール以	上増加
することとなるも	ーー ク
B地域 太陽光発電所の敷	
が五ヘクタール以	
することとなるも	
[略]	
別表第二(第十五条関係)	
対象事業の区 準備書の提出の時期	
分	
<u> </u>	
四 別表第一 ア〜オ 【略】	
の二の項の カ 土地改良法第七条第一項、第四十八条第一項(同法第 の二の項の カ 土地改良法第七条第一項、第四十八条第一項(司法第
アからエま 八十四条において準用する場合を含む。)、第七十七条 アからエま 八十四条において準用する場合を含む。)、第七	十七条
での内容を 第二項、第九十五条第一項若しくは第九十五条の二第一 での内容を 第二項、第九十五条第一項若しくは第九十五条の	二第一
有する事業 項の認可の申請の日、同法第八十七条第一項、第八十七 有する事業 項の認可の申請の日、同法第八十七条第一項、第	;八十七
条の二第一項若しくは第九十六条の二第一項の土地改 条の二第一項若しくは第九十六条の二第一項の土地改 条の二第一項若しくは第九十六条の二第一項の土地改 条の二第一項若しくは第九十六条の二第一項の土地 条の二第一項 をおしま しゅうしゅう	亡地改
良事業計画を定める日又は同法第九十六条の三第一項 良事業計画を定める日又は同法第九十六条の三第	16一項
の土地改良事業計画を変更し、若しくは廃止 の <u>規定により</u> 土地改良事業計画を変更し、若しく	は廃止
する日	
五~十二 【略】	
十三 別表第 ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可 十三 別表第 ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項	り認可
一の六の項 の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の 一の六の項 の申請又は同法第四十八条第一項の規定による。	量出の
の工及びオー日	
の内容を有 イ 建築基準法第八十八条第一項において準用する同法 の内容を有	
する事業 第六条第一項(同法第六条の三第一項の規定により読み) する事業	
替えて適用される場合を含む。)の確認(同法第六条の	
二第一項の規定により確認とみなされる場合を含む。)	
の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知の日	
<u>の中間大塚同仏弟 八米弟二頃の死だによる通知の日</u>	自善し
は同法第十一条の協議の日	门用人
	iの数可
十四 別表第ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項 の 立の 頂 の 申請 又は同社第四十八条第一項の 世字による	
<u>一の六の項</u> の申請又は同法第四十八条第一項の規定による	油出の
<u>【新設】</u> <u>のカ及びキ</u> <u>日</u>	
の内容を有イ 建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一	
<u>する事業</u> <u>定により読み替えて適用される場合を含む。)の</u>	准認(同

合を含む。)の申請又は同法第十八条第二項の規定によ る通知の日 ウ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第 三十五条の二第一項の許可の申請の日 エ 宅地造成等規正法第八条第一項本文の許可の申請又 は同法第十一条の協議の日 オ 特定多目的ダム法第四条第一項の基本計画の作成の カ 河川法第二十六条第一項の許可の申請、同法第七十九 条第一項の認可の申請又は同法第七十九条第二項若し くは第九十五条の規定による協議の日 八十四条において準用する場合を含む。)、第七十七条 第二項、第九十五条第一項若しくは第九十五条の二第一 項の認可の申請の日、同法第八十七条第一項、第八十七 条の二第一項若しくは第九十六条の二第一項の土地改 良事業計画を定める日又は同法第九十六条の三第一項 の規定により土地改良事業計画を変更し、若しくは廃止 する日 十五 別表第ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可 一の六の項の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の のク及びケ 日 の内容を有イ 工場立地法第六条第一項又は第八条第一項の規定に する事業 よる届出の日 ウ 建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一項の規 定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同 法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場 合を含む。)の申請又は同法第十八条第二項の規定によ る通知の日 エ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第 三十五条の二第一項の許可の申請の日 オ 宅地造成等規正法第八条第一項本文の許可の申請又 は同法第十一条の協議の日 |十六||別表第||ア|||電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可| 一の六の項 の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の のコ及びサ 日 の内容を有一建築基準法第六条第一項(同法第六条の四第一項の規 <u>する事業</u> 定により読み替えて適用される場合を含む。)の確認(同 <u>法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場</u> 合を含む。)の申請又は同法第十八条第二項の規定によ る通知の日 ウ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第 三十五条の二第一項の許可の申請の日 エ 宅地造成等規正法第八条第一項本文の許可の申請又 は同法第十一条の協議の日 <u>才 温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)第三条第一</u> 項、第七条の二第一項又は第十一条第一項の許可の申請 の日 十七 別表第ア 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の認可 一の六の項の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出の の<u>シ及びス</u> 日 の内容を有イ 宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可の申請又 する事業 は同法第十一条の協議の日 十八~三十九 【略】

法第六条の二第一項の規定により確認とみなされる場

【新設】

<u>十四~三十五</u> 【略】

別表第三(第三十条関係)

別表第三(第三十条関係)

対象事業の区分	手続を経ることを要しない修正の要件	対象事業の区分 手続を経ることを要しない修正の要件			
一~十三【略】		一~十三【略】			
		十四 別表第一の六のア 水力発電所の出力が十パーセント以上増加し			
		項のカ及びキの内容 ないこと			
		を有する事業 イ 新たに貯水区域又は湛水区域となる部分の面			
		積が修正前の貯水面積又は進水面積の十パーセ			
		ント未満であり、かつ、五ヘクタール未満であ			
		<u>ること</u>			
		ウ 新たに土地の形状を変更することとなる部分			
		の面積が修正前の土地の形状を変更する面積の			
		十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタール			
		未満であること			
		十五 別表第一の六のア 火力発電所の出力が十パーセント以上増加し			
		<u>項のク及びケの内容</u> ないこと			
		を有する事業 イ 修正前の対象事業が実施されるべき区域から			
		三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業			
		<u>が実施されるべき区域とならないこと</u>			
		項のコ及びサの内容 ないこと			
		<u>を有する事業</u>			
		三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業			
		<u>が実施されるべき区域とならないこと</u> 			
		十七 別表第一の六の 新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地の			
		<u>項のシ及びスの内容面積の十パーセント未満であり、かつ、五ヘクタ</u> 			
		<u>を有する事業 </u>			
十四~三十六 【略】		<u>十八~四十</u>			

<u>附 則</u>

<u>(施行期日)</u>

1 この規則は、平成二十八年五月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定及び別表第二の十三の項のイを削り、同項のウを同項のイとする 改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行により新たに仙台市環境影響評価条例(平成十年仙台市条例第四十四号。以下「条例」という。)第二条第三項に規定する対象事業となる事業(以下「新規対象事業」という。)であって、次に掲げるもの(この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは仙台市環境影響評価条例施行規則(以下「規則」という。)第三十八条第一項において読み替えて準用する規則第三十条第一項若しくは第二項に規定する修正のみをして実施されるものに限る。)については、条例第三章から第六章までの規定は、適用しない。ただし、施行日から起算して五年を超えて当該新規対象事業に係る工事に着手する場合は、この限りでない。
 - 一 施行日前に杜の都の風土を守る土地利用調整条例(平成十六年仙台市条例第二号)第十一条第一項の開発事業計画書を提出した事業
- 二 施行日前に規則第十五条に規定する準備書の提出の時期を経過した事業
- 三 施行日前に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二条第一項第一号の補助金若しくは同項第二号 に規定する負担金、補助金等交付規則(昭和五十一年宮城県規則第三十六号)第二条第一号の補助金若しくは同項第三号に規定する負担金又は 仙台市補助金等交付規則(昭和五十五年仙台市規則第三十号)第二条第一号の補助金等(補助金又は負担金に限る。)の交付の決定がなされた事 業
- 3 前項本文に規定する事業を実施しようとする者は、当該事業について、条例第三章から第六章までの規定の例による環境影響評価に関する手続 を行うことができる。